

はじめに

長期の不況や少子高齢化、出生率の低下や過疎化の進行による人口の減少の問題が取りざたされてまいりましたが、近年は、近隣関係の希薄化などに伴う孤立死や自殺、ひきこもり等の社会的孤立の問題、虐待等の権利侵害の問題など、今後さらに複雑で深刻化することが懸念されます。

平成7年に発生した阪神・淡路大震災、平成19年に発生した能登半島地震、特に平成23年に発生した東日本大震災は、各地に甚大な被害をもたらしました。助け出された人々の大多数は、公的機関の力によるものよりは普段から付き合いのある地域住民の活躍によるものであったことが明らかにされています。救出されても元の生活に戻ることができず、今後の生活に不安を抱えながらの日々が続くという状況の中で、日常的に地域活動を担ってきた人々が地域を支え、避難所運営、要援護者の安否確認、水・食料の確保等の在宅被災者の生活支援など住民同士の支え合いが地域を守りました。「住民相互の支え合いの力」は、震災や災害時だけでなく、地域が存続し、住民が生活してきた場所で、「その人らしく」安心して暮らしていくために欠かせない力となります。

今回策定いたしました「地域福祉活動計画」は、地域の福祉関係団体をはじめ、NPO、ボランティア、福祉サービス事業者等が連携・協働し、地域福祉の推進を共に目指すことを目的に策定した民間の活動・行動計画です。

地域の福祉課題の把握、課題解決のための施策などについて、能登町が実施したアンケート結果や、地域の皆様、福祉団体や関係機関等のご意見をいただき策定の運びとなりました。この計画の実現のためには、地域福祉の担い手である住民と、町内会・自治会、社会福祉協議会、民生委員児童委員、教育機関、企業、専門機関、福祉施設、NPO・ボランティア団体、そして行政がそれぞれの役割を担い積極的に連携・協働していくことが最も重要です。計画を広く地域の皆様にお伝えするとともに、その実施にあたって能登町社会福祉協議会は、皆様と共に様々な地域課題に柔軟に対応できる体制作りを図る所存です。

結びに、本計画の策定にあたり、住民懇談会で、貴重なご意見やご提言をいただきました地域住民の皆様や、長きにわたりご尽力いただいた策定委員会の委員の皆様をはじめ、計画策定にご支援、ご協力を賜りました関係機関・団体等の方々に、心から感謝を申し上げます。

平成27年3月



社会福祉法人 能登町社会福祉協議会
会 長 持 木 一 茂

目 次

第1章 策定にあたって	2
1. 地域福祉活動計画とは.....	2
2. 計画策定の目的.....	2
3. 計画の期間.....	3
第2章 現状と課題	4
1. 統計から.....	4
2. 住民懇談会の意見から.....	14
3. アンケート調査結果から.....	23
4. 課題.....	31
第3章 計画の基本的な考え方	33
1. 基本理念.....	33
2. 基本目標.....	33
3. 基本計画.....	35
第4章 施策の展開	36
1. 施策の項目と内容.....	36
2. 計画の推進体制.....	49
参考資料	52
1. 能登町地域福祉活動計画策定の経緯.....	53
2. 能登町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱.....	55
3. 能登町地域福祉活動計画策定委員名簿.....	57
4. 能登町地域福祉活動計画作業部会員名簿.....	58
5. 能登町社会福祉協議会の事業（平成26年度）.....	59
6. 用語の説明.....	60

第1章 策定にあたって

1. 地域福祉活動計画とは

子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、皆誰もが地域で、いきいきと自分らしい生活を送ることができることを目指し、様々なサービスや活動を組み合わせて、「お互いに支え合い・助け合う」地域を実現することが重要な課題です。

町では、住民アンケートを実施して平成25年3月に地域福祉計画の策定を行い、社会福祉協議会（社協）では、平成23年10月から事業活動検討委員会を開催し今後の事業活動についての提言を受け、更に本計画の策定に当たり町内各小学校区5か所においてグループワークによる住民懇談会を実施いたしました。この中では、様々な地域が抱える問題点が提起され、新たな課題に対応できる総合的な地域福祉活動が期待されています。

地域福祉に関わる人や機関・団体等の活動主体がこの計画の基本理念、基本目標、施策の方向性を理解し、問題意識を共有しながら連携・協働して活動を展開していくことにより、地域福祉を推進する計画が『地域福祉活動計画』です。

2. 計画策定の目的

近年、少子高齢化の進行や人口の減少など社会構造の変化から核家族化が進み、古来の伝統的な家庭の機能が変化し、「お互いが支え合い・助け合う」といった地域住民相互の社会的意識も希薄になってきているなど、地域を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような社会状況の中で、能登町の状況は、少子高齢化や人口減少は勿論、平成25年度は高齢化比率が41.3%と全国平均を大幅に超え、単身高齢者世帯や高齢夫婦世帯が増加し、限界集落に近い集落が点在するなど地域の問題が山積しています。

能登町では、町民の誰もが家庭や地域の中で、障がいの有無や年齢に関係なく社会参加でき、安心して暮らせるような地域をめざす「能登町地域福祉計画」行政計画が平成25年3月に策定されました。能登町における福祉の総合的な指針となるものであり、住民、地域、行政が協働して、安心して暮らせる地域づくりの実現を目的としています。

能登町社会福祉協議会では、法人・個人に問わず地域住民や関係団体などすべての方々に、地域福祉活動を推進する担い手となっていただき、町の「地域福祉計画」と連携しながら、具体的に地域福祉活動に取り組む指針となる『地域福祉活動計画』を策定いたしました。

3. 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。ただし、期間の途中であっても、社会情勢の変化、計画の進捗状況、能登町地域福祉計画の改定に伴い、本計画の見直しを行っていくものとします。

計画の名称	計画期間	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32～
能登町地域福祉活動計画	H27～H31			→					
能登町地域福祉計画	H25～H29	→							

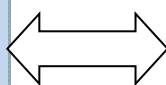
能登町の「地域福祉計画」と、能登町社協の「地域福祉活動計画」の関係性

「地域福祉計画」（能登町）

- ・ 社会福祉法にもとづき策定する行政計画
- ・ 地域福祉を推進するための方向性を明確にする計画
- ・ 個別の福祉計画では対応できない、横断的な取組みを明確にする計画

「地域福祉活動計画」（能登町社協）

- ・ 町の地域福祉計画を踏まえながら、社協や住民が主体的に取り組むべき地域福祉事業を具体化した計画
- ・ 地域福祉を推進する上で、社協や住民組織、住民の基本的な指針となる計画



第1回地域福祉活動計画策定委員会において山元淳二委員長に委嘱状が交付されました



金城大学社会福祉学部教授 内 慶瑞 氏を講師に策定委員研修会が行われました